

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

平成26年6月19日

長岡市長 森 民 夫

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、保委第1号『保育士等人材育成事業』運營業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託業務の概要

- (1) 委託番号 保委第1号
- (2) 委託名 『保育士等人材育成事業』運營業務委託
- (3) 委託期間 平成26年8月上旬（予定）から平成27年3月31日まで
- (4) 委託内容 官民で連携を図りながら、現場経験が少ない、又は保育実務から長く離れている潜在保育士に対し、再就職に向けて実務経験の機会を付与するとともに、必要な教育や情報提供等の支援を行い、保育士の人材育成を図り、新たな雇用を創出するもの

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 長岡市内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること、又は東京都内に本社を有する事業者であって、長岡市内に本社若しくは支店機能を有する事業者と同程度の連絡及び協力体制を確保できると認められるものであること。
- (2) 新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要領において規定されている要件を満たす事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手

続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者であること。

4 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、平成26年6月26日（木曜日）までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（第2号様式）を長岡市教育委員会子育て支援部保育課に提出してください。

提出方法は、持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファックス又は電子メールとします。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、平成26年7月2日（水曜日）までにこのプロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（第3号様式）により質問することができます。

質問に対しては、平成26年7月8日（火曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 提案書の提出について

本プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 平成26年7月16日（水曜日）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 6部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）すること。
- (3) 提出先 長岡市教育委員会子育て支援部保育課

7 提案を求める事項

(1) 提案書作成上の基本的事項

別に定める説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成してください。特に、新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要領を遵守する内容としてください。

本プロポーザルは「保委第1号『保育士等人材育成事業』運營業務」における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容並びに成果品の一部の作成及び提出を求めるものではありません。

具体的な作業は、契約後、提案書に記載の内容を踏まえた上で、本市と協議しながら行うものとします。

(2) 提案書の項目

審査の対象となる次の事項について、資料を作成してください。

ア 会社概要

(ア) 社名

(イ) 本社及び業務実施の拠点となる長岡市内の支社、支店、営業所等の所在地

- (ウ) 資本金
- (エ) 従業員数（本社、支社、支店、営業所等別）
- (オ) 業務内容

イ 労働者派遣事業許可書の写し

ウ 業務実績（ある場合のみで可）

「保委第1号『保育士等人材育成事業』運營業務」に類似した業務実績について、次のとおり作成してください。

- (ア) 業務の名称
- (イ) 履行期間
- (ウ) 委託者
- (エ) 概略（100字以内）

エ 本業務の担当予定者の氏名

予定者が複数である場合は、主担当者を明示してください。

オ 本業務への取組体制

本業務への対応予定体制、本市からの指示・質問、来庁依頼等への応答体制

カ 取組方針、内容等

- (ア) 自社以外の事業者が実施した先進事例等を踏まえ、自社の現時点における認識や考え方を提案してください。
- (イ) 『保育士等人材育成事業』運營業務委託簡易評価型プロポーザルに関する説明書の項番3「業務の概要」に掲げる各事業の実施方法やカリキュラム等について具体的に提案してください。

キ 自社のアピールポイント

ク 費用見積り（下記要件を満たすこと）

- (ア) 事業に占める新規雇用する保育士及び就職支援アドバイザーに向けられる人件費の割合が2分の1以上としてください。
- (イ) 潜在保育士の雇用について
 - ・ 勤務態様に応じて社会保険、雇用保険等に加えると同時に、労働者派遣法等関係法令を遵守すること。
 - ・ 1日の勤務時間、休憩時間及び1週当たりの勤務日数は、受入保育園の常勤の勤務時間、勤務体制に合わせて決定すること。ただし、勤務時間は原則1日8時間以内、週40時間以内とし、時間外勤務及び夜間勤務は行わないものとする。
 - ・ 給与は月払いとし、月額の基本となる時給単価及び交通費は、労働条件や市場実勢等を踏まえ、適切な単価を設定すること。
- (ウ) 就職アドバイザーの雇用について
 - ・ 勤務態様に応じて社会保険、雇用保険等に加えること。
 - ・ 勤務時間は原則1日8時間以内、週40時間以内とし、時間外勤務及び夜間勤務は行わないものとする。
 - ・ 給与は月払いとし、月額の基本となる時給単価は750円以上で、労働条件や市場実勢等を踏まえ、適切な単価を設定すること。

ケ 業務スケジュール

(3) 提案書の様式

ア 様式は日本工業規格A4とする。

イ 記載の方法は横書きとする。(書式は任意とする。)

ウ 表紙には、件名、日付、会社名、担当者名、住所、電話番号、ファクス番号及び電子メールアドレスを記載すること。

8 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次の全ての要件に該当するものの中から、提案書、ヒアリングの内容、見積金額等により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、予算額以内であること。
- (3) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

9 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、その理由の説明を書面で求めることができます。

10 その他留意事項

- (1) 本事業は、新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要領において規定されている地域人づくり事業(雇用拡大プロセス)に合致した内容とします。
- (2) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (3) 提出された提案書は、返却しません。
- (4) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、本市に無償・無条件で帰属するものとします。